吉田川・高城川流域を「特定都市河川」

および 「特定都市河川流域」に指定しました

鳴瀬川水系吉田川及び高城川水系高城川(鶴田川含)流域は、古くから水害に悩まされ てきた地域であり、昭和61年8月洪水による被害を教訓として、全国初の試みとして「水害 に強いまちづくりモデル事業」により地域が大洪水に陥っても被害を最小化する取り組み を進めてきました。しかしながら、近年も平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台 風、令和4年7月の大雨等で大きな浸水被害が発生しています。

今後、さらに気候変動の影響を受け、水災害のさらなる頻発化・激甚化が予測されるこ とを踏まえ、流域での浸水被害対策を組み合わせて、あらゆる関係者が協働して取り組む 「流域治水」の考え方に基づく対策が必要です。

特定都市河川に指定す ることで、河川整備を加 速するとともに、水害リ スクを踏まえた土地利用 や流出抑制対策等に係る 新たな予算・税制等も活 用し、「地域を"みず" から守る」流域治水を推 進していきます。

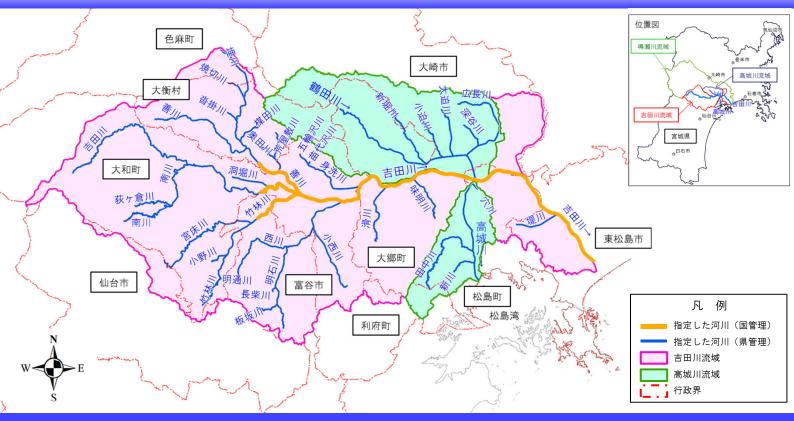


昭和61年8月洪水による浸水の様子



令和元年東日本台風による浸水の様子

吉田川・高城川流域の概要



問い合わせ先/

国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所 宮城県土木部河川課

TEL: 0225-94-9847

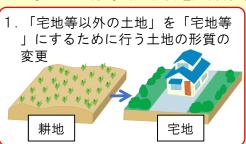
TEL: 022-211-3173

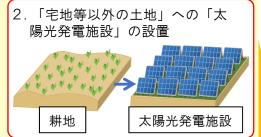
特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための<mark>許可が必要</mark>です

許可が必要な雨水浸透阻害行為とは、現在の土地に対し、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨 水の量を増加させるおそれのある行為で、その面積が1.000m 2 以上のものが該当します。

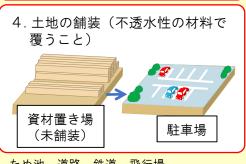
特定都市河川流域において雨水浸透阻害行為を行う場合、宮城県知事または仙台市長の許可が必要と なり、行為前の流出雨水量より増加しないよう対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が義務付けられます。

■対象となる行為(雨水浸透阻害行為)の例









雨水を貯留・浸透させる対策が 必要になります 透水性舗装 雨水タンク 雨水浸透ます

■対策工事の例

「宅地等」に含まれる土地:宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場 「宅地等以外の土地」:山地、林地、耕地、原野等(注:太陽光発電施設は宅地に該当)

雨水浸透阻害行為の許可申請フロー

特定都市河川流域内で、事業の規模は1,000m²以上ですか?

特定都市河川流域の詳細図は、北上川下流河川事務所、宮城県土木部河川課のホームページでご確認ください

Yes

事前協議が必要です

- ・現在及び計画の土地利用、土地利用毎の面積
- ・雨水浸透阻害行為の面積算定 等

【必要書類】

・宮城県、仙台市ホームページよりご確認ください

事前協議は不要ですが、

雨水流出抑制の努力義務があります (特定都市河川浸水被害対策法 第40条)

雨水浸透阻害行為の面積は1,000m²以上ですか?

雨水浸透阻害行為の**許可申請が必要**です (特定都市河川浸水被害対策法第30条)

【確認事項】

· 対策工事 等

【必要書類】

宮城県、仙台市ホームページよりご確認ください

雨水浸透阻害行為の許可申請は不要ですが、 雨水流出抑制の努力義務があります (特定都市河川浸水被害対策法第40条)

※開発に伴い必要となる都市計画法など、他の法令など に基づく手続きを不要とするものではありません。

許可申請の受付窓口/宮城県内(仙台市以外)

仙台市内(市街化区域内) 仙台市内(市街化調整区域内) 宮城県土木部河川課

TEL: 022-211-3173 TEL: 022-214-8830 TEL: 022-214-8836

- No

仙台市建設局下水道建設部下水道計画課 仙台市建設局下水道建設部河川課